

本校における若年消費者教育の取組み

愛知県立津島東高等学校 杉山 千歳

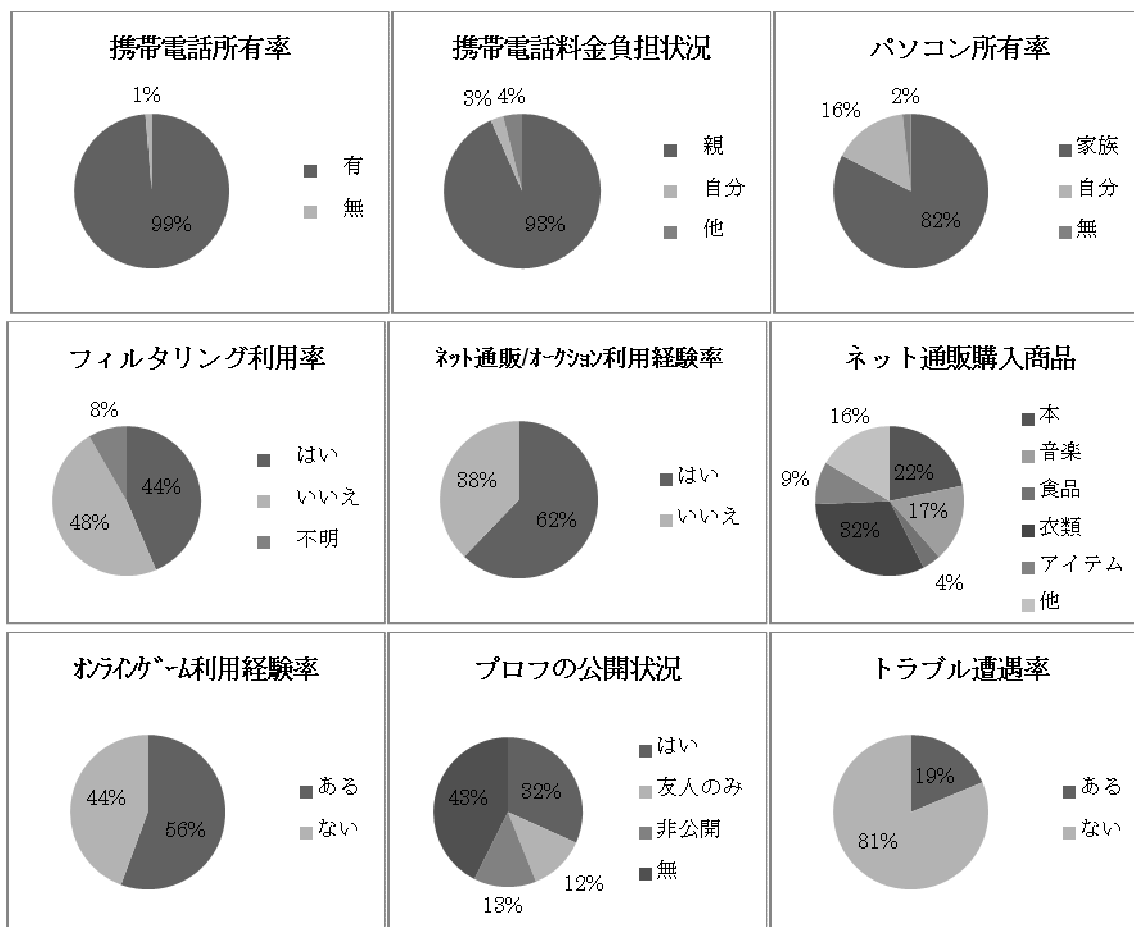
はじめに

我が国では、戦後の高度成長期の大量消費経済を背景に、消費者被害が社会問題として顕在化してきた。その後、社会経済構造の変遷と共に消費者問題の中身自体も変化してきている。最近では、インターネットや携帯電話などの普及に伴い、通信販売やオークションを介した新種の被害も増えてきている。これらのコミュニケーションツールを積極的に利用する若年者が消費者被害に遭うことも多くなっており、実際に生徒から被害の報告を受けることもある。このような被害から自分を守るためにも、自分自身の消費生活を見つめ直し、適切な知識を身につけさせることが必要である。

このような背景のもと、高等学校の生徒を対象に消費者教育の実施が義務づけられている。本校では例年2年生の「家庭基礎」科目（2単位）の中で、2～3時間程度を消費者教育に充ててきた。しかしこれまでは3学期に授業を実施しており、十分な時間を確保することができない状況が続いていた。平成23年度に「消費者教育の導入・実践モデル校」の指定を受けたことを契機に、授業を2学期に組み換え、より多くの時間を確保することができた。以下、その中での取組みについて報告する。

1. 生徒の消費行動の現状把握

モデル校の指定を受けた3校合同で、生徒を対象とした消費生活アンケートを実施した。このうち、本校の結果を以下に示す。携帯電話やPCの所有はもはや当たり前となっており、半数以上の生徒がネット通販やオンラインゲームなどを利用していた。一方で、料金負担は親に依存している実態が浮き彫りになった。サービス利用と料金負担は本来セットのはずであるが、サービスのみを享受し負担を親に依存しているアンバランスな状態が、消費者被害に巻き込まれる素因となっていると考えられた。



2. 授業での取り組み

本校では、「家庭基礎」を2年生で履修させている。高等学校学習指導要領には、消費者教育について以下のように記載されている。

(2) 生活の自立及び消費と環境
 エ 消費生活と生涯を見通した経済の計画
 消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任について理解させ、適切な意思決定に基づいて行動できるようにするとともに、生涯を見通した生活における経済の管理や計画について考えることができるようにする。

消費行動はごく日常的な活動であり、あまりに当たり前すぎて通常の座学で主体的に意識させることは困難である。そこで授業ではプリントを活用し、自分自身に関する具体的な作業をさせた上で、問題の背景を当事者の立場でじっくり考えさせている。導入では、「ライフステージと経済計画」と題し、教育費、ライフイベントに掛る費用などを計算させ、家計のしくみから家計管理の大切さまでを理解させている。生徒の感想として、「幼稚園から大学までの教育費がこんなにかかっているとは思わなかった。親に感謝したい」といった内容が多かった。

次に、現代の消費社会を象徴するキャッシュレス化を取り上げ、特にクレジットカードについて詳しく解説している。クレジットカード申込み用紙の見本を見せ、記入される詳細な個人情報と引き換えに「信用」を受けた上で、カードが発行される仕組みを理解させている。また、実際の利用明細書の記載情報を説明した上で、返済方法別の返済金額を計算させることにより、多重債務や自己破産などの潜在的なリスクについても考えさせている。このテーマでは、授業プリントに視聴覚教材を併用することにより、生徒の理解を深めている。生徒の感想としては、「クレジットカードが借金だとは知らなかった」などの知識不足に起因する声が聞かれた一方で、「ビデオ視聴で授業の内容をより深めることができた」といった授業の進め方に対する評価も寄せられた。

また、消費者トラブルの中で大きなウエートを占めるようになってきた悪質商法についても紹介している。具体的には、架空請求、インターネットトラブル、マルチ商法、キャッチセールスなどを取り上げ説明している。このテーマでは、手口の巧妙さを理解させる一助とするため、通常のプリントに加え、愛知県県民生活部県民生活課が発行している「気付けばあなたもターゲット」を生徒全員に配布し活用している。また、消費生活情報誌「あいち暮らしっく」や、悪質商法の具体的な視聴覚教材「油断大敵！悪質商法」（全国消費者協会）も合わせて利用している。生徒からは、「自分は絶対大丈夫だと思っていたが、相手は巧妙な手口で騙してくるから危険だと思った」といった感想が寄せられた。

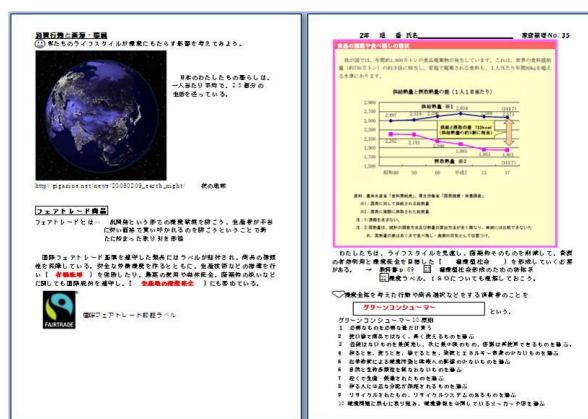
さらに、実際に消費者トラブルに巻き込まれた時の対応についても取り上げ、クーリングオフの方法などを紹介している。実際にクーリングオフを請求する葉書を書かせることで、いざという時に備えさせている。「もし被害に遭っても、その後の対応をきちんとしたい」といった前向きな内容の感想が多く聞かれた。

なお、授業終了後にある生徒から、ネットオークションで被害に遭ったのでどのように対処すべきか相談を受けた。保護者と話し合い、消費者センターに連絡することを勧めた結果、本人自ら電話をかけ対処していた。本授業での消費者教育が早速実を結んだことを示す事例であった。

指導要領には、さらに次の項目も指導するよう記載されている。

(2) 生活の自立及び消費と環境
 オ ライフスタイルと環境
 生活と環境とのかかわりについて理解させ、持続可能な社会を目指してライフスタイルを工夫し、主体的に行動できるようにする。

ここでは目先の消費のことだけでなく、その行動の先にある環境問題にまで目を向けさせることを目指して授業を行っている。導入として、宇宙から大陸別に見た「夜の地球」の写真を見せている。地域別の照明による明るさの違いが鮮明に写し出されており、いかに日本が電力を多く消費しているかを視覚的に実感させている。折しも東日本大震災による原発事故を受けて日本中が電力不足に苦勞している時期でもあり、節電の大切さを再認識するよう指導した。また、責任ある行動を伴う消費者に成長することを促すため、農林水産省による「食品の廃棄や食べ残しの現状」グラフなどの具体的なデータを提示し、自らの生活を振り返らせている。さらに、消費生活が世界の様々な国と繋がっていることを紹介し、自分達の目に見えない所でどのような問題が存在しうるかを考えさせている。生徒たちは、「フェアトレード」といったグローバルな問題についても敏感に反応しており、個人個人の消費行動が、地球全体の環境問題に直結することを少なからず実感したようである。



3. 消費生活講座の実施

授業内容をより深く理解させることを目的に、12月の総合学習の機会を利用して「消費生活講座」を開講した。消費生活相談員の方を講師に迎え、「知っておきたい契約トラブルー消費生活相談の現場からー」というテーマの下に、日頃の消費生活相談の内容を中心にご講演いただいた。携帯電話、インターネット、クレジットカードなどを題材に、契約から契約解除、クーリングオフまでの一連の流れの中で実際に遭遇するトラブルに関して、生の声を聞かせていただいた。

この講座では、生徒が消費者被害に遭った時に躊躇せず対応できるよう、消費生活センターを紹介してほしい旨を予めお願いしていた。講座の中で、センターを写真で紹介していただき、生徒達も身近に感じられたようであった。さらに契約やトラブルについての電話のやり取りを生徒参加型で進めていただいた結果、生徒は集中して臨むことができ、授業内容がより深まって効果的であった。



視聴する生徒



消費生活センターの対応模擬

◎ 生徒の感想

- ・何かあったら誰でもよいからすぐに相談すること、またきっぱり断ることが重要だと思った。
- ・講演会はこれからの実生活に役立つ内容だったので、知ったことを活かしていきたいと思った。
- ・今回勉強したことを、自分の周りの人、親、兄弟、友人にも伝えたい。

おわりに

消費者問題は時代背景の変遷と共に常にその姿を変えており、悪質商法の手口ひとつを取っても多様化、巧妙化している。このような状況の中、家庭科教員の知識を深めることが重要であることは言うまでもないが、一方で消費生活センターのような外部専門家の力を積極的に活用していく姿勢も必要である。今後は家庭科における消費者教育の充実を通して、消費者問題に対する生徒の意識向上を図っていきたい。